

実地指導等における よくある指摘事項

仙台市障害福祉サービス指導課

目 次

1. 実地指導時によくある指摘事項について

- ① サービス提供実績記録
- ② 賃金・工賃
- ③ 欠席時対応加算
- ④ 身体拘束適正化

2. 安全計画の策定等について（児通所系）

1 - ① サービス提供実績記録 (1)

全サービス

【よくある事例】

- ・ サービス提供実績記録票を作成していない
- ・ 月末にまとめて、利用者に確認を求めている
- ・ 欠席時対応加算の算定日に、利用者の確認を得ていない

1 - ① サービス提供実績記録 (2)

【気を付けていただきたいこと】

- ・ 支給量の管理及び報酬の請求にかかる適切な手続きを確保する観点から、その都度利用者の確認を得ること
 - ※療養介護、共同生活援助、施設入所支援、障害児入所支援は後日まとめて確認を得ることも可
- ・ 欠席時対応加算の算定時は、次回通所日などに利用者等の確認を受けること

1 - ② 賃金・工賃

生活介護・就労移行
就労A・就労B

【よくある事例】

- ・ 生産活動に係る収入から経費を差し引いた額が、利用者に支払った賃金の総額以上となっていない（就労A）
- ・ 生産活動に係る収入から経費を差し引いた額を、利用者に工賃として支払っていない（生活介護・就労移行・就労B）
- ・ 就労Bの工賃の平均額が、月あたり3千円を下回っている

1 - ③ 欠席時対応加算（1）

【よくある事例】

生活介護・就労系
児通所 等

- 欠席の連絡を受け付けた日が記録されていない
- 連絡調整その他の相談援助の内容が記録されていない
- サービス提供実績記録票に、利用者の確認を得ていない
- 1回の相談で、複数日分の請求をしている
- 急病等ではない事由により利用を中止した場合に算定を行っている

1 - ③ 欠席時対応加算 (2)

【気を付けていただきたいこと】

- 「欠席したことに対する相談援助」を行うこと
- 相談援助の内容を適切に記録すること
→ 「利用者名」「連絡者」「受付者」「受付日」
「利用予定日」「相談援助の内容等」
- 事前に予見可能かつ私的な理由（旅行等）は、事業所が利用者から連絡を受けた日にかかわらず算定不可

1 - ④ 身体拘束等の適正化（1）

【よくある事例】

全サービス
(相談系除く)

- 身体拘束等の記録が作成されていない
- 対策を検討する委員会が設置されていない
- 指針が整備されていない
- 従業者に対し、研修が定期的に実施されていない

1 - ④ 身体拘束等の適正化（2）

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合には、必要な事項を記録すること。
- ② 委員会を、少なくとも年1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 新規採用時及び少なくとも年1回以上、研修を実施すること。

実施記録が
必要です

→必要な措置が講じられていない場合、基本報酬減算

※令和6年度以降については、改めて報酬改定の内容をご確認ください。

2 安全計画の策定等について

児通所等

- 安全に関する事項についての計画策定（R6.4.1義務化）
- 以下について年間スケジュール（安全計画）の作成が必要
 - 事業所の設備等の安全点検
 - 事業所外での活動等を含む事業所等での活動、取組等における安全確保のための指導
 - 従業員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組